

國政研究會

國民社會主義的國家ニ於ケル自治体ノ使命

ヘルベルト・クリューゲル論述

政治經濟講演會講演集 第三十七輯 昭和十一年十月二十三日

群馬県立図書館  
中島文庫



7144

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) ① 3008番



ハルソルト、クリエーター

國民社會主義的作家ニ於ケル  
自伝的ノ使名

十一年十月二十三日

三  
三



最近 田内閣の 内閣の 税制改革案の大綱  
 が発表 され、まして 朝野と 擧げて 議論 するに  
 居り ます。この 之に 対して 民政 党でも 政友 会でも  
 其の 調査 機関に 於き ます。 今回の 税制 改革  
 案 修正の 理由 として 何れも 今回の 税制 改革  
 案に 対して 修正 的 態度 にとり、 その 理由 の 一つ  
 として 自治 の 機能 と 寧ろ と 自治 体の 独立  
 性を 阻害 する 虞 小か ある と かね かね と 擧げ 居り ます。  
 その ことは 自治 の 機能 と 如何 なる も 否、 自治 体の 独立性 は 奈 辺

にあつたと云ふやうなことが吟味され、今後は自治体の独立性は如何なるものであるかと思はれます。

(Faint handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through.)

また行政機構改革の問題に關し、また中央行政機構の改革のたぐ之と關聯して地方制度の改革が行はれ、なるとはならぬといふ意見が見受けられます。と、又、地方制度の改革は、必ずしも、府縣に關するものと、あつて、市に關するもの、何れにせよ、自治体の制度の改革に關し、考慮し、考へ、つゝ、その思ひ、は、

更に、また中央に於ける政黨の黨争が地方自治に及ぼす影響の之々、せつと、

また、行政機構改革の問題に關し、また中央行政機構の改革のたぐ之と關聯して地方制度の改革が行はれ、なるとはならぬといふ意見が見受けられます。と、又、地方制度の改革は、必ずしも、府縣に關するものと、あつて、市に關するもの、何れにせよ、自治体の制度の改革に關し、考慮し、考へ、つゝ、その思ひ、は、

地方 (農村)

農村の税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

農村の

税収が減少する傾向があるが地方

税収の増加

論文に供し

20x10

Faded handwritten text in a grid format, possibly bleed-through from the reverse side.



630  
592  
38

No. 4

本論文は僅々二十八頁にしか亘つておるが、  
 のでありまゝか、本論文を理解するには所  
 謂国民社会主義は何時もか、う之ふことと  
 しておるかと云ふことは、勿論のこと  
 として、特にヒトラー内閣が一九三三年  
 即ち去年の一月二十日に公布して同年の四月  
 一日から実施して、みれば、独逸自治条件と知ら  
 なくとも、理解に困難を感ずる。そこで、  
 本論文の紹介に必要を限り、於てこの新し  
 独逸自治条件を引用し、織り混ぜて行きたいと思ひます。

20 x 10

國政研究會

11.7. 24000

独逸自治条件の紹介に必要を限り、於てこの新し  
 独逸自治条件を引用し、織り混ぜて行きたいと思ひます。

0005-1-11

他	了	行	治	国	身	制	の	日	本
向	他	政	制	家	行政	度	ヤ	に	論
は	向	機	度	の	的	の	う	分	又
現	は	関	と	行政	の	取	に	ふ	は
在	現	と	如	機	置	扱	え	る	は
る	在	否	何	関	き	に	て	ま	は
も	る	し	に	の	、	に	て	ま	は
は	も	得	す	十	そ	そ	そ	ま	は
在	も	さ	は	独	の	の	の	あ	は
ま	も	か	正	行	一	た	あ	め	は
ま	も	と	合	為	股	た	め	自	は
ま	も	云	理	的	と	自	自	治	冒
ま	も	云	的	に	の	治	治	作	頭
ま	も	云	に	い	の	と	及	自	に
ま	も	云	に	て	セ	自	自	治	際
ま	も	云	に	有	截	治	治	治	に
ま	も	云	に	効	せ	自	自	治	て
ま	も	云	に	力	自	治	治	治	次
ま	も	云	に	を	治	治	治	治	頃
ま	も	云	に	予	治	治	治	治	
ま	も	云	に	は	治	治	治	治	
ま	も	云	に	於	治	治	治	治	

20 × 10

國政研究會

11-7 24030

後には自治権の改革が断行された。現在でも  
 の議論で争ひまゝにして我が国には斯る傾向が  
 非は別として支配してゐる。知小のわが身  
 といはるる。自治制度の確立さ  
 した。現存に於ては自治権を餘りに行政機  
 構の問題からみれば、地方に於いては、  
 立場からみると、それと云ふ。心細く  
 先づその問題に於て述べてみる。わが  
 ところで論者は述べて、斯くの如き  
 地方の正当性は、国家の活動の範囲及  
 内容に

20 × 10  
 國政研究會

本誌に於ては、自治権の改革が断行された。現在でも  
 の議論で争ひまゝにして我が国には斯る傾向が  
 非は別として支配してゐる。知小のわが身  
 といはるる。自治制度の確立さ  
 した。現存に於ては自治権を餘りに行政機  
 構の問題からみれば、地方に於いては、  
 立場からみれば、それと云ふ。心細く  
 先づその問題に於て述べてみる。わが  
 ところで論者は述べて、斯くの如き  
 地方の正当性は、国家の活動の範囲及  
 内容に

大部分傳統的中立的立場をとる行政に限ら  
 ず、  
 現在  
 の如き国家存続の如き、特に国家機関が全  
 く  
 一定せし世界観的及民族政策的目的に使用せ  
 ら  
 れる  
 中立的の、軍に維持し調停するにとと  
 り  
 的とする行政は、何れも得る時代は、その  
 必要時と見あはさるゝは不可能であるとい  
 う  
 べ  
 ます。即ち、このは国家又は国家活動に  
 討  
 てる者自由主義的の考へ方如国民社会主  
 義  
 的の考へ方に変わつて来た現在に於て、自治

20 x 10  
 國政研究會

Handwritten notes on the right page, including the number 20 x 10 and other illegible text.

俾と單に中立的行政の立場から云ふことは  
 事實にないといふことは明白である。そ  
 こで問題は自由国家に對する自由主義的  
 國民社会主義的の缺點ありませぬか、こ  
 れは自由主義的國家缺點として置かま  
 國民社会主義的國家缺點として置か  
 べきませぬか。  
 論者も國家も如何か、特に國家  
 機関は、世界級的及民族政策的の便  
 用さし、即時に於て之を為すか

20 x 10 國政研究會

自由主義的國家の行政の立場から云ふことは  
 事實にないといふことは明白である。そ  
 こで問題は自由國家に對する自由主義的  
 國民社会主義的の缺點ありませぬか、こ  
 れは自由主義的國家缺點として置かま  
 國民社会主義的國家缺點として置か  
 べきませぬか。  
 論者も國家も如何か、特に國家  
 機関は、世界級的及民族政策的の便  
 用さし、即時に於て之を為すか

表現の中に論者は国家と国家の官廳組織とを  
 くと區別し、<sup>（イ）</sup>と云ふこと、<sup>（ロ）</sup>国家を目的の  
 ための手段とみておまこと、<sup>（ハ）</sup>明かでありませぬ。  
 この国家に對する秘方はヒトラウー自身も著  
 我々の闘争に於て国家は目的のため手段であ  
 ると云つてみるのと軌と同一である。あ  
 りますか、<sup>（ニ）</sup>秘方<sup>（イ）</sup>に對する批判はさて置き  
 まして、その秘方<sup>（イ）</sup>は目的は何であるかと  
 申しますと、ヒトラウーによれば「国家の目的は肉体的  
 的及精神的に同じ人類の協同性を維持及發展

20 x 10

國政研究會

用は... 秘方... 目的... 協同性... 維持及發展

20 x 10

國政研究會

せしむるにありと云つておます。之と同一や  
 うなにとと申論する論者は次の如く云つてお  
 ます。即ち国家に課せられし、<sup>(大伴)</sup>て凡ゆる政  
 策の<sup>(小伴)</sup>法則性と客観に<sup>(小伴)</sup>関聯して<sup>(小伴)</sup>施行するべき使  
 命は国民協同体の<sup>(小伴)</sup>結成、<sup>(小伴)</sup>維持及<sup>(小伴)</sup>更新と云ふこ  
 とであります。と云つておます。こゝに国民協同体  
 と結成、維持及更新と云ふことか<sup>(小伴)</sup>国家に課せら  
 れた使命であることか<sup>(小伴)</sup>おますか、この<sup>(小伴)</sup>国家境  
 を超越して<sup>(小伴)</sup>大伴<sup>(小伴)</sup>結成と云ふことか<sup>(小伴)</sup>国家  
 急に討する議論は別として、現在<sup>(小伴)</sup>独逸に於ける

20 x 10

日本は、<sup>(小伴)</sup>結成、<sup>(小伴)</sup>維持及<sup>(小伴)</sup>更新と云ふことか<sup>(小伴)</sup>国家に課せら  
 れた使命であることか<sup>(小伴)</sup>おますか、この<sup>(小伴)</sup>国家境  
 を超越して<sup>(小伴)</sup>大伴<sup>(小伴)</sup>結成と云ふことか<sup>(小伴)</sup>国家  
 急に討する議論は別として、現在<sup>(小伴)</sup>独逸に於ける

20 x 10

国家觀念の基礎をなすものあり、国民協同  
 性とのふしむるの非常に重く、なすべからざるなり。  
 従つて本論文の筆者も次に述べた如く、国民  
 協同性の結成、維持及更新と云ふことは、庸同  
 様に自治性、自治制度及自治行政にも亦  
 應するものと云つて、おますか。以上は、本論文  
 の冒頭に於きましむる既に論者曰くは、人と  
 ことの大半は、類は、類と云ふことあり、ま  
 即ち、自治性及自治制度と、單に行政機構の  
 立場からの考察は、国家乃至国家活動

20 x 10  
國政研究會

此の故に、時勢の急激なる変化は、国家の  
 存続に甚大なる影響を及ぼすことあり、  
 故に、国家の存続を維持し、其の発展を  
 期すは、国家の内外の情勢を常に注意し、  
 必要なる改革を断行せしむることあり、  
 此の改革は、国家の政治、経済、教育、  
 文化の各方面に及ぶことあり、其の中心  
 は、国家の政治の刷新に在り、政治の刷新  
 は、国家の存続の基礎をなすことあり、  
 故に、国家の存続を維持し、其の発展を  
 期すは、国家の政治の刷新を断行せしむ  
 ることあり、此の刷新は、国家の政治の  
 刷新に在り、政治の刷新は、国家の存続  
 の基礎をなすことあり、故に、国家の存  
 続を維持し、其の発展を期すは、国家の  
 政治の刷新を断行せしむることあり、



あつて	行政技術的	な	真	から	は	いま	が	失	望	せ	ら	る																																									
つて	論	文	は	拙	る	視	角	か	ら	考	考	に	な	ら	る	ゆ	え	の																																			
と	之	小	こ	と	と	述	べ	て	み	ら	れ	け	て	あ	り	ま	す	。																																			
又	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る																																		
新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る																																	
軌	を	同	じ	く	し	て	国	民	協	同	作	の	結	成	、	維	持	及	更	新	に	あ	る																														
自	治	作	及	自	治	作	制	度	に	課	せ	ら	る	た	使	命	は	之	と	同	じ	く	し	て	な	ら	る																										
加	国	民	協	同	作	の	結	成	、	維	持	及	更	新	に	あ	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る												
に	対	す	る	款	の	變	革	は	小	の	確	立	は	小	の	同	じ	く	し	て	な	ら	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る						
や	早	急	に	な	る	寧	ろ	国	家	乃	至	国	家	活	動	の	使	命	は	之	と	同	じ	く	し	て	な	ら	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る

を得るものであります。

20 × 10

國政研究會

立	止	め	る	に	對	す	る	款	の	變	革	は	小	の	確	立	は	小	の	同	じ	く	し	て	な	ら	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る
加	国	民	協	同	作	の	結	成	、	維	持	及	更	新	に	あ	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る										
を	同	じ	く	し	て	国	民	協	同	作	の	結	成	、	維	持	及	更	新	に	あ	る	以	上	、	新	に	自	治	作	制	度	の	改	革	は	断	行	せ	ら	る	い	き	で	あ	る					

のこりまゝ

この行政技術的自問題は寧ろ一九二一年  
 十月日に公布された独立自治体修令の各箇條  
 についで検討するべきでありまして、  
 出来り限り、獨りたゞと思ひます。尤も  
 一九二三年初頭の自治体修令は事實に於て自  
 治体として国家の目的達成に協力するべきこと  
 を眼目としてあり、その眼目  
 とする根柢思想は、この独立自治体修令の何處  
 に於いてかかると申しませう。この條令の前  
 文、即ち第一條を述べた前に、  
 附帯して、  
 附帯して、  
 附帯して、

20 x 10

國政研究會

この行政技術的自問題は寧ろ一九二一年  
 十月日に公布された独立自治体修令の各箇條  
 についで検討するべきでありまして、  
 出来り限り、獨りたゞと思ひます。尤も  
 一九二三年初頭の自治体修令は事實に於て自  
 治体として国家の目的達成に協力するべきこと  
 を眼目としてあり、その眼目  
 とする根柢思想は、この独立自治体修令の何處  
 に於いてかかると申しませう。この條令の前  
 文、即ち第一條を述べた前に、  
 附帯して、  
 附帯して、  
 附帯して、

山	の	前	施	立	作	法	想	入	最
り	内	條	行	法	條	の	の	る	近
で	容	は	令	技	令	に	如	前	の
あ	と	施	は	術	に	し	け	に	独
り	高	行	令	に	し	て	つ	何	逸
ま	つ	と	を	に	て	お	に	の	の
す	つ	布	布	に	お	そ	に	前	法
。	か	き	き	に	そ	う	に	書	律
こ	る	ま	ま	に	で	で	に	と	と
の	執	ま	ま	に	あ	。	あ	し	サ
立	規	ま	ま	に	り	。	り	て	ま
法	準	ま	ま	に	ま	。	ま	、	ま
技	と	ま	ま	に	ま	。	ま	そ	ま
術	明	ま	ま	に	ま	。	ま	の	ま
に	示	ま	ま	に	ま	。	ま	法	先
対	さ	ま	ま	に	ま	。	ま	律	づ
し	す	ま	ま	に	ま	。	ま	の	第
て	形	ま	ま	に	ま	。	ま	根	一
、	に	ま	ま	に	ま	。	ま	の	條
最	に	ま	ま	に	ま	。	ま	根	に
初	に	ま	ま	に	ま	。	ま	の	思

20 x 10

國政研究會

Handwritten notes in a grid format, likely a continuation of the text on the left page. The text is written in cursive and includes various characters and symbols.

20 x 10

國政研究會

して来ると思ふべきです。

20 x 10

國政研究会

制定した法律は	その自身	その法律制定の	根
思想と表現	との	細目は	之を施行令
に譲る代	方がある	我國の立法	権は大抵
者の方法	をとつて	みる	と
横道に	よりました	たか	を論文の
して	みる	所は	この
想と表現	して	みる	前文に
たつ	りては	強	人と
を	論文の	後半に	断つて
者の	之は	人	と
を	論文の	後半に	断つて
者の	之は	人	と
を	論文の	後半に	断つて

制定した法律は	その自身	その法律制定の	根
思想と表現	との	細目は	之を施行令
に譲る代	方がある	我國の立法	権は大抵
者の方法	をとつて	みる	と
横道に	よりました	たか	を論文の
して	みる	所は	この
想と表現	して	みる	前文に
たつ	りては	強	人と
を	論文の	後半に	断つて
者の	之は	人	と
を	論文の	後半に	断つて
者の	之は	人	と
を	論文の	後半に	断つて



大伴ヒトヲ内閣の公布した特選自治体傳令  
 制定自治制度の創設者である  
 自治体へハライオン・ライオン精神に於て制定された  
 ので、そのまゝから先づ一八〇八年のライオン  
 フォニシユタインの改革と意匠に回顧すべきこと、  
 まゝ。とこで協同体化の傳令(1)の一八〇八年の  
 都市傳令とこゝで問題とすゝわけが、あります。  
 先づ一八〇八年の都市傳令如何に制定さ  
 れたかと申し、まゝと、論者によつて、  
 争時代から取胎した、プロトタイプ改革の根を思  
 へ、理論的イデオロギイに基いたものでなく、  
 外敵

この前書にも明記してある

(Faint handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading)

20 x 10 國政研究會

必要にして全部の臣民を動員しよとした政治的  
 必要にその源を發するものがあるところである。  
 といふはまた如何なる政治的の必要かと申しませうと、  
 保つてフリードリヒ大帝の國家が設けられたのは、  
 專制的制度の監督制度に國民の獨立性及  
 動性と皇室とをさせしめたこと、及び  
 軍隊と官吏とを一定の歩給の者に限つた  
 の度階級に國家に關係することを自分自身のこと、  
 して專制行政すること、如何に妨げられずに  
 ことに、フリードリヒ大帝の國家の發達の原因がある。

20 x 10

國政研究會

此の點が、フリードリヒ大帝の政治的の必要に  
 必要にして全部の臣民を動員しよとした政治的  
 必要にその源を發するものがあるところである。  
 といふはまた如何なる政治的の必要かと申しませうと、  
 保つてフリードリヒ大帝の國家が設けられたのは、  
 專制的制度の監督制度に國民の獨立性及  
 動性と皇室とをさせしめたこと、及び  
 軍隊と官吏とを一定の歩給の者に限つた  
 の度階級に國家に關係することを自分自身のこと、  
 して專制行政すること、如何に妨げられずに  
 ことに、フリードリヒ大帝の國家の發達の原因がある。

今この國家を總べての住民の上にまで延長す  
 るの必要之を互討にえれば最後の臣民ま  
 で國家の中へ引き入る小國家のため  
 自居してまた  
 人格の  
 かけであらう。それは一般兵役義務と納税義務  
 とを一つて實現したと述べておまう。  
 この義務の仕方、私自身非常に興味と感に  
 たうでありませうか。之を逆に論ずる方から  
 述べ  
 ますと、一般兵役義務制度及納税義務制度は  
 とうとう起つて来たかと申しませう。論者によれば

20 x 10

國政研究會

今この國家を總べての住民の上にまで延長す  
 るの必要之を互討にえれば最後の臣民ま  
 で國家の中へ引き入る小國家のため  
 自居してまた  
 人格の  
 かけであらう。それは一般兵役義務と納税義務  
 とを一つて實現したと述べておまう。  
 この義務の仕方、私自身非常に興味と感に  
 たうでありませうか。之を逆に論ずる方から  
 述べ  
 ますと、一般兵役義務制度及納税義務制度は  
 とうとう起つて来たかと申しませう。論者によれば

20 x 10

國政研究會





討しまして、封建制度の没落は虐から小民度民階  
 級の勃興に<sup>歸結</sup> 配方があつたわけでありませう。  
 前者は丁史の発展と<sup>上から</sup> 配階級の意識的<sup>必要</sup>から  
 みるもあつた。後者は小民度民階級の<sup>必要</sup>から  
 としてやてあつたわけでありませう。  
 何れにしても、論者は更に「いけまして、斯  
 ん政治的<sup>必要</sup>から国家が最終の臣民にまでと  
 り午を<sup>進</sup>はちに至ると、国家と国民とを結ぶ  
 中間機関は何れも排除さるゝはらうか  
 った。即ち、<sup>国家と国民</sup> 国家と国民

20 × 10

國政研究會

小民度民階級の勃興に<sup>歸結</sup> 配方があつたわけでありませう。  
 前者は丁史の発展と<sup>上から</sup> 配階級の意識的<sup>必要</sup>から  
 みるもあつた。後者は小民度民階級の<sup>必要</sup>から  
 としてやてあつたわけでありませう。  
 何れにしても、論者は更に「いけまして、斯  
 ん政治的<sup>必要</sup>から国家が最終の臣民にまでと  
 り午を<sup>進</sup>はちに至ると、国家と国民とを結ぶ  
 中間機関は何れも排除さるゝはらうか  
 った。即ち、<sup>国家と国民</sup> 国家と国民

この原因を

と	の	関	係	は	領	土	と	か	職	の	協	同	作	的	日	團	作	と	か	
に	よ	っ	て	仲	介	せ	ら	れ	る	も	の	で	は	な	り	て	世	接	の	
関	係	に	よ	っ	て	は	な	り	な	ら	な	い	た	。	そ	こ	で	農	場	の
及	同	業	組	合	と	い	ふ	如	き	和	法	的	日	紐	帯	は	解	消	業	
に	よ	っ	た	と	い	っ	て	お	き	ま	す	。	こ	の	農	場	の	組	合	
や	同	業	組	合	の	解	消	した	こと	も	一	部	の	被	方	の	論	者		
の	可	能	な	る	な	ら	な	い	前	尾	十	世	の	被	方	の	被	方		
被	方	の	説	明	に	よ	り	て	産	業	革	命	の	発	展	に	見	込	ま	
と	前	尾	一	貫	し	て	お	き	ま	す	。	こ	の	被	方	の	被	方		

これは

20 x 10

國政研究會

被	方	の	説	明	に	よ	り	て	産	業	革	命	の	発	展	に	見	込	ま
と	前	尾	一	貫	し	て	お	き	ま	す	。	こ	の	被	方	の	被	方	
の	可	能	な	る	な	ら	な	い	前	尾	十	世	の	被	方	の	被	方	
被	方	の	説	明	に	よ	り	て	産	業	革	命	の	発	展	に	見	込	ま
と	前	尾	一	貫	し	て	お	き	ま	す	。	こ	の	被	方	の	被	方	

20 x 10

國政研究會

といはば、すて置手まゝて、斯くの如く国民と云  
 ふもの（船）を船化し、之を直接国家と結び付けらる。  
 と云ふ小ことか一八〇八年改革時の改革の根を思考した  
 ったのでありと論者は述べます。そこで問題は、（改革時の改革者か）  
 の目的のためには臣民を従来の團體から解消し  
 て封建制度の改革と進行しなくてはならぬか、  
 として、そこにまた、（改革）新らしい紐帯を設けな  
 なくてはならないと云ふことを認めねばならぬ。そこ  
 で、都府命令と云ふ小の制定して自治制度に付して

20 x 10

國政研究会

といはば、すて置手まゝて、斯くの如く国民と云  
 ふもの（船）を船化し、之を直接国家と結び付けらる。  
 と云ふ小ことか一八〇八年改革時の改革の根を思考した  
 ったのでありと論者は述べます。そこで問題は、（改革時の改革者か）  
 の目的のためには臣民を従来の團體から解消し  
 て封建制度の改革と進行しなくてはならぬか、  
 として、そこにまた、（改革）新らしい紐帯を設けな  
 なくてはならないと云ふことを認めねばならぬ。そこ  
 で、都府命令と云ふ小の制定して自治制度に付して

行つたので、  
 実現したにも、  
 1日りま、に上つておた  
 以上、に、  
 度、  
 都市、  
 申、  
 す、  
 一般、  
 こ、

あるいは結局計画の一部と  
 農村の再編成と云ふことは完成  
 本論の筆者は自治制  
 フライブルグと云ふ一八〇八年の  
 史的理由からして政治的理  
 史的に述べたおま  
 論理的方面に向け  
 組織の代弁に  
 総論の代弁に  
 組織の代弁に  
 総論の代弁に

そのころから、  
 国政研究會  
 11-7-24000

11-7-24000

封建制度のほほ基は、ここに君主 國家と總綱  
 たる必要から印治制度のまゝに果たとも云ふ得  
 ると思はれず。ここに近代的 國家の總綱 完成  
 するに必要としたローナル あり、工業的 使命のあり  
 つたわけあり。一八〇八年の都立待令と云つたので  
 ありましか、それはとに角として、さてこの一般  
 化した國民と云ふもの、國家と市民の直接 化さ  
 した國民と云ふものを近代的 國家に如何に設  
 入し、再組織するかと云ふ、總綱の論理的問題に  
 議論は向けられ、わけでありませぬ。

20 x 10

國政研究會

（右側）  
 論議の中心は、近代的 國家の形成と、市民の直接 化の  
 問題である。これは、ローナルのあり、工業的 使命のあり  
 である。一八〇八年の都立待令と云つたのであり、  
 それは、ローナルのあり、工業的 使命のありである。  
 さてこの一般化した國民と云ふもの、近代的 國家に  
 如何に設入し、再組織するかと云ふ、總綱の論理的問  
 題に議論は向けられ、わけでありませぬ。









付し居候の場所及職業と全然無関係な  
 けります。所謂自由主義的發展を遂げ  
 に至つたわけになります。斯くして、論  
 者は自由主義的發展は必然的に分高  
 級競争となり、それは全作と統一し、  
 場地的及職業的紐帯を弛緩せしむるに  
 必要に至つたこととを述べたわけに  
 あります。後述のとおり、この  
 自由主義制度とは相容れないもので  
 あります。結論に達するわけに  
 あります。殊性と振却して同様の個人を基礎と  
 して同様の個人を基礎として同様の個人を基礎と

20 x 10 國政研究會

前記の通り、自由主義的發展は必然的に分高  
 級競争となり、それは全作と統一し、場  
 地的及職業的紐帯を弛緩せしむるに必要  
 に至つたこととを述べたわけになります。  
 後述のとおり、この自由主義制度とは相容  
 れないものであります。結論に達するわけに  
 あります。殊性と振却して同様の個人を基礎  
 として同様の個人を基礎として同様の個人  
 を基礎として同様の個人を基礎として同

20 x 10 國政研究會



2 国民社会も長国家の根を法としての  
 独逸自治法令  
 (2) 国民社会も長国家の根を法として  
 の独逸自治法令に入つて行くものありませうか  
 こゝで独逸自治法令の大體を述べると都合  
 のよいのであります。時間の関係上直に本論  
 文の内容にのりませう。こゝに国民社会も長  
 国家の自治法根を法としてくゝの独逸自治法令  
 と云ふのは、本論文の筆者が單にこの独逸自  
 治法令と国民社会も長国家の根を法として

20 x 10

國政研究会

3 国民社会も長国家の根を法としての  
 独逸自治法令  
 (3) 国民社会も長国家の根を法として  
 の独逸自治法令に入つて行くものありませうか  
 こゝで独逸自治法令の大體を述べると都合  
 のよいのであります。時間の関係上直に本論  
 文の内容にのりませう。こゝに国民社会も長  
 国家の自治法根を法としてくゝの独逸自治法令  
 と云ふのは、本論文の筆者が單にこの独逸自  
 治法令と国民社会も長国家の根を法として

のことか 明記 され 独逸自治 俾令の 前書に  
 獨逸自治 俾令 國民社 長 國家の 根 法律  
 アル。 俾令に 拓カレタル 地盤 上ニ 國家  
 改革 完成セラレテ 之と 之と ぬますか、  
 小なるは この 俾令 何故に 根 法律 ありかと 之ふこ  
 とを 述べ 述べる こと、 けり あり ます。  
 先にも 述べ ました 如く、 この 改革は 全  
 國民を 國家の中へ 引き 入ら せよと した こと、 換言す  
 りば 國家と 之ふ ことを 全 國民の 上へ 直接的に 延長

20 x 10

國政研究會

獨逸自治 俾令 國民社 長 國家の 根 法律  
 アル。 俾令に 拓カレタル 地盤 上ニ 國家  
 改革 完成セラレテ 之と 之と ぬますか、  
 小なるは この 俾令 何故に 根 法律 ありかと 之ふこ  
 とを 述べ 述べる こと、 けり あり ます。  
 先にも 述べ ました 如く、 この 改革は 全  
 國民を 國家の中へ 引き 入ら せよと した こと、 換言す  
 りば 國家と 之ふ ことを 全 國民の 上へ 直接的に 延長

しほうとしたものでありましたか、ういふ点分に  
 成ゆせずしてテモうういふ政治にありまはるは國家と  
~~いふものを全住民の上に直接に述べたわけでありまはるか、~~ 論者に  
 せうういふ政治も之を達成し得ずと却て反對の  
 結果に導いたと云ふのであります。何故反對の結果  
 になつたかと申しますと、國家を全住民の上に直接的  
 に述べたことか、えん分ごりか、つたか、たか、たか、  
 へ行き届いたからか、と論者はを居ります。こ  
 え來、國家は抽象的且人間のものを対象と  
 するわけでは駄目であつて、斯くの如き抽象

20 x 10

國政研究會

印

Small, faint handwritten text on the right page, possibly bleed-through or a separate entry. The text is mostly illegible due to fading.



こゝに論者は独逸に於ける公民の資格と例  
 にとつておまゝに、独逸に於て公民権を獲得  
 し得る第一の條件は独逸民族であること云ふこ  
 とでありませぬ。即ち、人間その自身では公民  
 権を得る資格とは自ら無いので、その資格は種  
 族的及民族的に制約された異種的存在であ  
 り、またこのことから歸結するに異種的存在  
 であること云ひませぬ。換言すれば、人間そのもの  
 一々に独逸国民同胞と云ふものを手に持ち去し、他の人間  
 及び他の民族に對する差別をそこに認め、更にこの差別が

よつて独逸民族と云ふ普遍性が明確に<sup>20</sup>あつて<sup>10</sup>あつた<sup>10</sup>

中興... 民族... 公民... 資格... 獲得... 民族... 公民... 資格... 獲得...



東に其の通性を有するものと云ふことが前提である。この  
 同時にその間に其の通性が作られる。来るわけは、我  
 ります。この区別の中の共通性と云ふことは、  
 この二つの区別は、その間に認識しなかつたものを  
 まして、その間にその後の発展を招来する。  
 やうになつたわけは、その間にその後の発展を招来する。  
 之に對してヒトラーは、内閣は、軍兵制度を布  
 きました。たか之は人類と云ふ一般性の中に於り  
 独逸民族と云ふ特殊性を認識し、この特殊性  
 性と云ふ成し保障する。たかのものとしてはいか  
 理

20 x 10

國政研究會

2. 其の通性を有するものと云ふことが前提である。この  
 同時にその間に其の通性が作られる。来るわけは、我  
 ります。この区別の中の共通性と云ふことは、  
 この二つの区別は、その間に認識しなかつたものを  
 まして、その間にその後の発展を招来する。  
 やうになつたわけは、その間にその後の発展を招来する。  
 之に對してヒトラーは、内閣は、軍兵制度を布  
 きました。たか之は人類と云ふ一般性の中に於り  
 独逸民族と云ふ特殊性を認識し、この特殊性  
 性と云ふ成し保障する。たかのものとしてはいか  
 理



作は構成員たるものとして、各々はその全作の正  
 接の構成員である。各国民同胞は、各自自身全  
 作の協同作の構成員であり、特殊協同作の構  
 成員である。先づは、特殊協同作の組合の  
 如き協同作の構成員である。この協同作を通じて  
 各国民及国家の構成員となし、如き態子の扱は  
 い、またその反対の面においても、之を扱は  
 之は組合国家と云ふものに對する一ツの被方であ  
 る。是れは、その論者は之を「特殊協同作の一般  
 性」として、特殊協同作の一般性である。

20 x 10

國政研究會

特殊協同作の組合の如き協同作を通じて、各国民及  
 国家の構成員となし、如き態子の扱は、之を扱は  
 之は組合国家と云ふものに對する一ツの被方であ  
 る。是れは、その論者は之を「特殊協同作の一般  
 性」として、特殊協同作の一般性である。

20 x 10

國政研究會

こゝにユライの改革及びその後の発展の段々とし  
 得るものたる所のものは、<sup>と述べておまするが、</sup>  
 要するに、<sup>（民族）</sup> 独立国民は何れも他の民族と區別せ  
 られ、<sup>（民族）</sup> ところと云ふ所に<sup>（民族）</sup> 特殊一般性  
 のあり、<sup>（民族）</sup> 一般性<sup>（民族）</sup> 及び<sup>（民族）</sup> 特殊一般性  
 である、<sup>（民族）</sup> と云ふ所に<sup>（民族）</sup> 特殊一般性<sup>（民族）</sup> と  
 基礎として、<sup>（民族）</sup> 各部分協同体及び自治体<sup>（民族）</sup> の結成さす、  
 この一般性と特殊性を一致させた所に所謂国民  
 社会主義の<sup>（民族）</sup> あり、<sup>（民族）</sup> 特殊一般性<sup>（民族）</sup> である。

以下少し有誤しあるが、この一般性も特殊性

20 x 10

國政研究会

此の民族主義のあり、<sup>（民族）</sup> 特殊一般性<sup>（民族）</sup> である。

是は、この時代の所ト持殊性と有する。此は、  
 今の如き、此の如き、ありまして、一九二五年一月  
 末、独逸の治法は、今は、本に制定した。此の如き。  
 あり、この意味に於て、国民社会を、長国家の根  
 本法として、ありまして、この法令によつて  
 培かけた土地、新国家の改組は、完成する  
 ことと云ふのであります。

20 x 10

國政研究会

(Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through or a second page of notes.)

ちよいと分り難いかとも思はれ小まきか。要するに自治  
 作と云ふものはある一定の地域の上に特殊性の協  
 同作を結成、維持及更新しんまうと自身の目的を持つ  
 ておこなうわけでありまして。之等多數の自治作と云ふ協同作  
 は<sup>全協の</sup>独逸国民協同作と云ふ全協一般性に漏れさして  
 独逸国家が成立するわけでありまう。即ち<sup>自治作と云ふ</sup>協同作は国民  
 協同作結成の基礎となつておこなうわけでありまして、この意味  
 に於て国民協同作と云ふ独逸国家の目的の根本法  
 とする自治作の制度と確立した独逸自治作の令  
 とするわけがあらうまう。

後から詳しく行きます

20 x 10  
 國政研究会

Handwritten notes on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

20 x 10

以上の如く本論の論者は如何にもベクン  
 ナク自表現の仕方ととりまゝに、あ、聞、勤、り、と  
 も思はれ、まゝか、要、ふ、に、一、九、三、三、年、一、月、末、の、独、逸  
 印、治、係、令、の、基、本、と、な、つ、た、原、理、は、い、う、え、ふ、も  
 の、か、い、ま、た、一、般、的、に、は、<sup>独逸</sup> 国、家、と、い、ふ、も、の、構  
 成、原、理、は、い、う、え、ふ、も、の、か、い、と、い、ふ、や、う、な、こ、と、と  
 論、理、的、に、基、礎、付、け、よ、う、と、し、て、み、ら、れ、け、て、あ、り、ま、す。  
 とい、た、よ、う、に、独逸印治係令が、国民社会を、真国家建設の  
 根、本、法、則、と、し、て、所、以、を、説、か、う、と、し、て、み、ら、れ、け、て、あ、り、ま、す。

20 x 10  
國政研究會

Handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in cursive and is difficult to read accurately due to the bleed-through and the handwriting style. It appears to be a continuation of the discussion on international relations and national construction.

20 x 10  
國政研究會





国民と云ふものは共通性と特殊性との両者  
 より成るものあり、共通性のものに對しても  
 また區別せらるるものに對しても、  
 定の表政形式を作つてみるものに、  
 云ふます。この共通性の表政形式は、論者に  
 對しては政體と國家とをあらうて、この兩者によ  
 りて、独逸國民の統一と共同一致とか代表せら  
 れる。云ふは、獨逸の現在は他の政體は認めませ  
 んから國民社會主義獨逸、即ち、十年とありませ  
 ん。

20 x 10

國政研究會

國民と云ふものは共通性と特殊性との両者  
 より成るものあり、共通性のものに對しても  
 また區別せらるるものに對しても、  
 定の表政形式を作つてみるものに、  
 云ふます。この共通性の表政形式は、論者に  
 對しては政體と國家とをあらうて、この兩者によ  
 りて、獨逸國民の統一と共同一致とか代表せら  
 れる。云ふは、獨逸の現在は他の政體は認めませ  
 んから國民社會主義獨逸、即ち、十年とありませ  
 ん。



協同作と云ふ全作の中に於ける自治作の目的  
 地位と云ふものが明かにあらはれでありま  
 す。  
 この中で私は本論者の云つてゐることを持てら  
 小自りと云ふことを云ふたが傍道に  
 ままのちのち論者は職業的協同作は国民を縦に  
 貫いた協同作であり、自治作は居住の場所を基礎に  
 して国民を横に平面的に結びつけた協同作であるといふ  
 ます。之と同じやうな徴方をとしてわが東京市大の

20 x 10

國政研究会

協同作の目的は、自治作の目的と異なり、  
 居住の場所を基礎として、国民を横に結び  
 つけた協同作である。これは、自治作の目的  
 と異なり、居住の場所を基礎として、国民を  
 横に結びつけた協同作である。これは、自治作  
 の目的と異なり、居住の場所を基礎として、  
 国民を横に結びつけた協同作である。これは、  
 自治作の目的と異なり、居住の場所を基礎と  
 して、国民を横に結びつけた協同作である。

20 x 10

國政研究会

鐵山政通博士の著る「地方自治の理論と実際」は、最近地方自治の  
 改革の根本問題として論議に於き、従来から  
 きた平面的な地方自治制度より、経済的  
 な全国的な自治制度を重要視するに至り、従  
 来の如き地方自治制度に対する價格意識と益々稀  
 薄ならしめられた。この最近に至って各種の経  
 済的職能団体の發展を促した原因であることと云  
 つてあきまが、この説は専ら論議の論者と同一視  
 には難し、地方的協同体と職能的協同体との優位  
 の代を説いたものであります。この兩者が如何に結合

さしつか、その関係が問題であると思はれます。

地方自治の改革は、最近地方自治の  
 根本問題として論議に於き、従来から  
 きた平面的な地方自治制度より、経済的  
 な全国的な自治制度を重要視するに至り、従  
 来の如き地方自治制度に対する價格意識と益々稀  
 薄ならしめられた。この最近に至って各種の経  
 済的職能団体の發展を促した原因であることと云  
 つてあきまが、この説は専ら論議の論者と同一視  
 には難し、地方的協同体と職能的協同体との優位  
 の代を説いたものであります。この兩者が如何に結合

然し其論之論者はこゝには觸れりて、專ら国家と自治体との関係を説いてみるのみあります。そのこゝで国家と自治体との関係は如何なる関係であるかを、之を明かにするには、之を機械的と有機的との関係に比較するが一番分かり易いから、これを以てとりまかす。

この二つの関係を比較して、国家の権力が如何に行使されるか、自治体の権力が如何に行使されるか、を考察する。国家の権力は、主権であるから、最終的に行使される。一方、自治体の権力は、国家の権力から委任される。国家の権力は、国家の利益を保護するために行使される。一方、自治体の権力は、自治体の利益を保護するために行使される。国家の権力は、国家の主権を行使するために行使される。一方、自治体の権力は、自治体の自治を行使するために行使される。国家の権力は、国家の主権を行使するために行使される。一方、自治体の権力は、自治体の自治を行使するために行使される。

20 x 10

意と表して、有様作説  
 所如申論又論者は  
 此の有様作説に不満  
 あり。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

20 x 10  
國政研究會

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

協同作と云ふ全作の中  
 に於ける自治作の旨  
 は、地位と云ふ小の如  
 き先づ考へらるべき  
 ことと有様作と比較  
 することでありませ  
 ぬ。

20 x 10

係を説明する。このほに充分であるとして、  
 身は全俵から包含さるること、余りに少く  
 有り、部分的に機能であり、この部分的に機能  
 能のたみに外部から動かさるから、と云ふ  
 ことあり、また、と云ふのは、人間の身俵と手足と  
 老くると、分ると、思何小、また、か、人間の身俵が  
 右側へ、半身と、一本、切り取り、  
 左側、全俵とあり、人間は生きると居ら、また、か、手  
 は、半の働と、失ふ、わけであり、ます、即ち、肩、機

20 × 10

國政研究会

身は全俵から包含さるること、余りに少く  
 有り、部分的に機能であり、この部分的に機能  
 能のたみに外部から動かさるから、と云ふ  
 ことあり、また、と云ふのは、人間の身俵と手足と  
 老くると、分ると、思何小、また、か、人間の身俵が  
 右側へ、半身と、一本、切り取り、  
 左側、全俵とあり、人間は生きると居ら、また、か、手  
 は、半の働と、失ふ、わけであり、ます、即ち、肩、機







~~協同作~~と~~全作的な協同作~~の~~共に~~を~~し~~て~~その中~~に~~並~~  
~~国家~~の中<sup>に</sup>は~~その~~は~~より密接な関係~~と~~肩~~を~~も~~  
くおまかせます。  
他の総てが未縛と共にあるわけである、之に  
には行かず、  
また国民として未縛の特<sup>殊</sup>性を無視するわけ  
には行かず、  
域的な未縛や特性を無視するわけには行かず  
身よるか組合員として御りてあるとき、  
作の自治役員であり組合員である、例へば、  
ではなく、同時に国民同胞であり、地方自治  
の自治役員であり、組合員である、  
身よるか組合員として御りてあるとき、  
域的な未縛や特性を無視するわけには行かず  
また国民として未縛の特<sup>殊</sup>性を無視するわけ  
には行かず、  
他の総てが未縛と共にあるわけである、之に  
には行かず、  
また国民として未縛の特<sup>殊</sup>性を無視するわけ  
には行かず、

20 × 10  
國政研究會

国政研究會  
11-7 24000

換言すれば、あらゆる方面から未傳さ小国から  
 国民同胞と見ざるみるべきありまして、之と同じにか国  
 家と自治体といふも得ざるべきであります。即ち国家の  
 中に於ける自治体の地位は、国家による未傳さ小  
 国と見ざるべきあり、自治体は独立性を肩とみる如きよりは  
 国家と云ふ全作への結び付きを於ける未傳さ小の独立性  
 のよりまします。この長に自治体の独立性を云ふことを論  
 ずの論者はどうしてあるか、大體如何に思ふべきかと

20 x 10  
 國政研究會

同様に、余所の自治体も其の独立性を云ふべきあり、  
 国家と云ふ全作への結び付きを於ける未傳さ小の独立性  
 のよりまします。この長に自治体の独立性を云ふことを論  
 ずの論者はどうしてあるか、大體如何に思ふべきかと

20 x 10  
 國政研究會



と	の	の	と	は	何	ぞ	あ	ら	か	と	申	し	ま	す	と	、	国	
民	場	同	伴	を	結	成	、	維	持	及	更	新	す	こ	と	と	あり	
ま	し	こ	こ	の	線	に	沿	っ	て	自	治	作	も	行	く	は	ま	
あ	ら	と	え	ふ	こ	と	に	あ	ら	ず	し	て	あ	り	ま	す	、	
作	の	に	入	っ	た	行	き	ま	す									
生	産	の	を	守	り	ま	す											
は	自	治	作	に	対	し	て	全	国	に	お	け	て	同	伴	の	協	
人	々	に	特	殊	の	地	域	の	制	度	を	確	立	し	て	協	働	
進	ん	だ	め	に	あ	ら	せ	て	自	治	作	を	進	め	ま	す		
下	等	の	地	域	に	お	け	て	同	伴	の	協	働	を	進	め	ま	す

(国家の)

国家の発展と民生の幸福を期すは、国家の統一と自治の発展を期すに在り。国家の統一は、国家の発展の基盤を成す。国家の発展は、民生の幸福の基盤を成す。国家の統一と自治の発展は、国家の発展と民生の幸福の基盤を成す。国家の統一と自治の発展は、国家の発展と民生の幸福の基盤を成す。

20 x 10

國政研究會

Ⅱ、地域協同体として  
 自治体  
 には、Ⅱの地域協同体として  
 の自治体と云ふ  
 項に入つて行きます。  
 今まで述べましたこと  
 は、餘りに抽象的であり  
 ました。今度是我が具  
 体的に入つて行きます。  
 先程から申しました  
 如く、やうに特殊自治体  
 令は自治体に対して、  
 全国民の協同体と結成  
 するに、特殊の地域  
 の例から協力を促す  
 命令と  
 連関するものがある。この  
 国家の目的  
 に沿ふには、先づ地域  
 的協同体がある。自治  
 体は、

20 x 10

國政研究會

Ⅲ、地域協同体として  
 自治体  
 には、Ⅲの地域協同体として  
 の自治体と云ふ  
 項に入つて行きます。  
 今まで述べましたこと  
 は、餘りに抽象的であり  
 ました。今度是我が具  
 体的に入つて行きます。  
 先程から申しました  
 如く、やうに特殊自治体  
 令は自治体に対して、  
 全国民の協同体と結成  
 するに、特殊の地域  
 の例から協力を促す  
 命令と  
 連関するものがある。この  
 国家の目的  
 に沿ふには、先づ地域  
 的協同体がある。自治  
 体は、

の協同協同協同として結成され維持し更新  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く

20 × 10  
 國政研究会  
 10. 10 24000

以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く  
 以下に於きまして之の対策を談く

薄に自らて来ておまきか、別論身論者  
 君の第一きに於きまして居住者と公民とを  
 けておまき。何故之を分けておまきか  
 由につきましたは大伴柳菟像か付くと  
 思ひます。之の理由の説明に入る前に  
 法律に云小居住者と公民とを修之に  
 よつて明かにしたいと思ひます。即  
 ち、第一修之には  
 居住者ヲ謂フ。公民トハ其ノ自治体  
 居住者トハ其ノ自治体 = 居住者ト  
 居住者ヲ謂フ。公民トハ其ノ自治体 = 於テ公

20 x 10  
 國政研究会  
 10. 10 24000

此の趣意は、  
 居住者と公民との  
 別を明かにする  
 ことにあり、  
 大伴柳菟像の  
 説は、  
 居住者と公民とを  
 修之に  
 よつて明かに  
 したいと思ひ  
 ます。即ち、  
 第一修之には  
 居住者ヲ謂フ。  
 公民トハ其ノ  
 自治体居住者  
 トハ其ノ自治  
 体 = 居住者ト  
 居住者ヲ謂フ。  
 公民トハ其ノ  
 自治体 = 於テ公



身權ヲ所有スル者ヲ謂フ。ト云ク其ノ如ク  
 更に公民ノ性質を明かにするに第十九條の  
 第一項を引用しますと、  
 自治体ノ公民トハ、満十五才ニ達スル  
 国民ニシテ其ノ自治体ニ一年間居住  
 シ公民的榮譽權ヲ所有スル者ヲ謂フとありま  
 す。之によつて居住者と公民の區別が分  
 りました。即ち、公民でなければ自治  
 体の名譽職には就けられないのでありま  
 す。其  
 の公民の資格は大抵十五才以上で一年間

20 x 10

國政研究会

自治体ノ公民トハ、満十五才ニ達スル  
 国民ニシテ其ノ自治体ニ一年間居住  
 シ公民的榮譽權ヲ所有スル者ヲ謂フとありま  
 す。之によつて居住者と公民の區別が分  
 りました。即ち、公民でなければ自治  
 体の名譽職には就けられないのでありま  
 す。其  
 の公民の資格は大抵十五才以上で一年間

の自治体に住んである者が多くては得るべき  
 いかげつありまう。然し一年間の居住期間と云  
 ことか果して公民権の資格に必要とするか否か  
 と云ふことか問題になりまう。一六二四年  
 ニリエロのフロート年の自治体の選挙手法に  
 この期間を三月と決めたのであります。従つて  
 之を先が暫定的に一年に延長して漸進的の方  
 法をとつたと云ふことありまう。即ち、之位  
 の期間も、<sup>新移民者にとつて</sup>自治体の状況と云ふものは分ら  
 ぬりかも知れないのであります。とに角この制限

20 x 10

國政研究會

の自治体に住んである者が多くては得るべき  
 いかげつありまう。然し一年間の居住期間と云  
 ことか果して公民権の資格に必要とするか否か  
 と云ふことか問題になりまう。一六二四年  
 ニリエロのフロート年の自治体の選挙手法に  
 この期間を三月と決めたのであります。従つて  
 之を先が暫定的に一年に延長して漸進的の方  
 法をとつたと云ふことありまう。即ち、之位  
 の期間も、<sup>新移民者にとつて</sup>自治体の状況と云ふものは分ら  
 ぬりかも知れないのであります。とに角この制限

20 x 10

國政研究會

と高めて以て自治体と自治体の構成員との関係とを密接にしてゆるとしたわけであり、その例として、地方自治法の改正に当り、地方自治法第15条に「地方自治体は、その区域内の自治を推進し、その区域内の公共の福祉を促進し、その区域内の住民の生活を向上せしむることを目的とする」とある。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。

20 × 10

地方自治体の目的は、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。これは、地方自治体の目的を、その区域内の自治の推進、公共の福祉の促進、住民の生活の向上に在らしめ、その目的を達成するために、その区域内の自治を推進し、公共の福祉を促進し、住民の生活を向上せしむることを目的とする。

而残り地方と云ふ意味に解さず、論者は  
 一口に地域と訳し、一定の階級に  
 としてのみかを知らなくはならぬ。こゝに  
 論者は、  
 小のあまが、之等と理解するには先づ地域  
 d. 地域協同作と公民の編入の四つの部分に分  
 活、b. 地域軍位との結合、c. 自治協同の  
 ます。この節は更に分つて、e. 土地との関係の  
 次に(2)の地域協同作の活性化と云ふ所に移り  
 ます。

20 x 10

國政研究会

論者は、  
 協同作の活性化と云ふ所に移り  
 ます。

20 x 10

國政研究会



であつた先人によつて作りあげられた地方色と云ふやうなものは、この地方の人の協同合作化せしめる要素と云ふべきであらう。

斯くの如く、左の表味に地域と云ふものを解譯しまして、そこが(a)の土地との関係の復活と云ふ点に入つて行きますが、御存じのやうに近代になつて農家の農村数は著しいものがあるが、そのうち、農家の自分の村とあつた都府に移つたり、他の地方に移つたり

20 x 10

國政研究會

地方の特色を保持し、その発展を促すこと、これが地方自治の第一である。

地方自治の発展には、地方の特色を保持し、その発展を促すことが第一である。

地方自治の発展には、地方の特色を保持し、その発展を促すことが第一である。

地方自治の発展には、地方の特色を保持し、その発展を促すことが第一である。

地方自治の発展には、地方の特色を保持し、その発展を促すことが第一である。

(この地方の)

討しましと ありて行か小た地方も入って来ら  
 小た地方にしては 毀々 ところの地方の色と云  
 ふやうなものが 稀薄になり 従って 協同作と云  
 ふ。この傾向を 阻止 するものと して 耶利世（先には制定した） 龍  
 農場法は農民を 一定の土地に 束縛するものと  
 あり ますから 農村に 関する 限り 協同作 心紐  
 帯を 弛緩 させ 一 要素が 先が 除去 されたわけ  
 あり ますから この 耶利世 龍農場法の 精神と今  
 度は 都合 地にも 適用 する ことは 出来 ない だらう

20 x 10  
國政研究會

したる 龍農場法...  
 ありて 行か小た地方も入って来ら  
 小た地方にしては 毀々 ところの地方の色と云  
 ふやうなものが 稀薄になり 従って 協同作と云  
 ふ。この傾向を 阻止 するものと して 耶利世（先には制定した） 龍  
 農場法は農民を 一定の土地に 束縛するものと  
 あり ますから 農村に 関する 限り 協同作 心紐  
 帯を 弛緩 させ 一 要素が 先が 除去 されたわけ  
 あり ますから この 耶利世 龍農場法の 精神と今  
 度は 都合 地にも 適用 する ことは 出来 ない だらう

國政研究會

かと云ふことか考へら小ます。然し之は非常に  
 困難の問題であつて、之は独逸の自治俾修令  
 に課せられたる將來の重要問題であつたと云ふ小こ  
 とを述べつておます。要するに地方協同俾と強  
 化するためには、先づその前提條件として土  
 地と協同俾とを密接にすることを復活させなく  
 ばならぬといふことは、未だ一部分しか実現し  
 ており、といふことか、ここの常を述べておま  
 すとありおます。

20 × 10

(faint handwritten text in vertical columns, mostly illegible)



と	わ	と	一	ち	居	ま	は	自
ら	か	と	新	併	り	か	次	治
つ	は	と	令	合	ま	か	の	域
き	は	と	ち	放	す	こ	(の)	軍
も	は	と	ち	大	所	の	地	位
の	は	と	方	の	の	表	域	の
り	は	と	々	問	自	題	單	結
ら	は	と	か	題	治	下	位	成
は	は	と	か	か	の	に	の	と
と	は	と	よ	含	地	最	結	え
ら	は	と	く	ま	域	近	成	ふ
ら	は	と	え	ま	の	盛	と	項
は	は	と	け	ま	広	人	え	に
ら	は	と	け	ま	狭	に	ふ	移
ら	は	と	小	ま	の	論	り	ま
は	は	と	る	ま	問	せ	て	
ら	は	と	る	ま	題	ら		
は	は	と	る	ま	即	ち		
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				

と	わ	と	一	ち	居	ま	は	自
ら	か	と	新	併	り	か	次	治
つ	は	と	令	合	ま	こ	(の)	域
き	は	と	ち	放	す	の	地	軍
も	は	と	方	大	所	表	域	位
の	は	と	々	の	の	題	單	の
り	は	と	か	問	自	下	位	結
ら	は	と	か	題	治	に	の	成
ら	は	と	よ	含	の	最	結	と
ら	は	と	く	ま	地	近	成	え
ら	は	と	え	ま	域	盛	と	ふ
は	は	と	け	ま	の	人	え	項
ら	は	と	け	ま	広	に	ふ	に
ら	は	と	小	ま	狭	論	り	移
ら	は	と	る	ま	の	せ	て	ま
は	は	と	る	ま	問	ら		
		と	る	ま	題	ち		
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				
		と	る	ま				

20 x 10 國政研究會

自身のカによつて独立せる生業を営まぬとて  
 自らなりぬいと云ふことになります。次に財政的  
 にやつて行けぬやうな程々小ぢな自治体と  
 云ふものはこの要求に反するわけがあります。  
 そこで小自治体の併合拡大と云ふことが考へ  
 られます。それならば独立の自治体修令は之  
 と如何に規定したかと申しますと、その第一  
 条に於てましまして、自治体の境介ハ公共ノ福利  
 ノ理由ニヨリ之ヲ変更スルコトヲ得」と規定し  
 たる第一二〇条に於てましまして、  
 内務大臣は之

20 x 10

國政研究會

一様と云ふことになります。次に財政的  
 理由に於てましまして、自治体の境介ハ公共ノ福利  
 ノ理由ニヨリ之ヲ変更スルコトヲ得」と規定し  
 たる第一二〇条に於てましまして、  
 内務大臣は之

20 x 10

國政研究會



昔の独立の自治体と云ふものは軍に政治的  
 團體であつたばかりでなく、経済的の團體で  
 いたつたわけであり、このことは我國に於ては  
 之の得々と思はれ、また、この角斯く云ふ昔の  
 情態をこのに復活せよと云ふことは、現在  
 の私的財産制度とか経済部門の多様化に於て  
 あり、このことを考へ、また、個人と不可能であり、  
 従つて自治体と強化せよと云ふことも、経済協  
 同体と云ふものを作り出すと云ふ方向に向  
 つては、未だ来ないことであり、まづ、と云つて之

20 x 10

國政研究會

Handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

20 x 10

國政研究會



一、こゝでまた支那の臘山博士の談を考へて、ま  
 ず、（政治的・地域的）自治の體格を以て、（政治的）自治意識の  
 稀薄なるに由り、之に經濟的・全国的な自治制度  
 のあり、經濟的職能團體が代つて發展して来た現在  
 に於きまして、この兩者を結び付けることか、我國の自治  
 制度の更なる根本問題とも思ふたういふべきであらう  
 然し之は農村自治に於ては、（政治的）自治の発展に於て  
 尤も、都市の自治には非ず、自治の発展に於ては、（政治的）  
 自治の発展に於ては、（政治的）自治の発展に於ては、（政治的）  
 規定して居ります。こゝには、（政治的）自治の発展に於ては、（政治的）

20 x 10  
國政研究會

一、こゝでまた支那の臘山博士の談を考へて、ま  
 ず、（政治的・地域的）自治の體格を以て、（政治的）自治意識の  
 稀薄なるに由り、之に經濟的・全国的な自治制度  
 のあり、經濟的職能團體が代つて發展して来た現在  
 に於きまして、この兩者を結び付けることか、我國の自治  
 制度の更なる根本問題とも思ふたういふべきであらう  
 然し之は農村自治に於ては、（政治的）自治の発展に於ては、（政治的）  
 尤も、都市の自治には非ず、自治の発展に於ては、（政治的）  
 自治の発展に於ては、（政治的）自治の発展に於ては、（政治的）

20 x 10  
國政研究會

尚ほこの地域單位の結成と云ふことから地  
 協同体を構成する方針として、その自治体の  
 之を事と自治体員に知らせると云ふことか必要  
 のあります。この際、<sup>（この自治体員に知らせると云ふことか必要）</sup> 独自自治体員に於きまは  
 選挙事務所、<sup>（村令）</sup> 議事所とか、<sup>（村令）</sup> 議事所と云ふやうな由  
 のは、<sup>（村令）</sup> 議事所と云ふに代り、自治体員一般民衆  
 とと聯絡するものか、<sup>（村令）</sup> 自治体顧問のありませう。こ  
 の自治体顧問とか、<sup>（村令）</sup> 自治体顧問のありませう。こ  
 へふやうなものを発行して、自治体の情勢を自治  
 体内の国民に知らせようとして、<sup>（村令）</sup> ありませう。

20 x 10

國政研究會

自治体の組織、<sup>（村令）</sup> 議事所と云ふに代り、自治体員一般民衆  
 とと聯絡するものか、<sup>（村令）</sup> 自治体顧問のありませう。こ  
 の自治体顧問とか、<sup>（村令）</sup> 自治体顧問のありませう。こ  
 へふやうなものを発行して、自治体の情勢を自治  
 体内の国民に知らせようとして、<sup>（村令）</sup> ありませう。

20 x 10

國政研究會





此は(C)の自治体の負担  
 すべきか、之は悉くして  
 税の負担の中心に自  
 らありませぬ。  
 論者はこの節で原明と  
 して、現に我國では問  
 題の中心に自らあるもの  
 ありませぬ。  
 自治体は、その地域の協  
 同性を結成するに便  
 したるものである。自治  
 体の自治は、その地域の  
 自治である。自治体の  
 自治は、その地域の自治  
 である。自治体の自治は、  
 その地域の自治である。

自治体の自治は、その  
 地域の自治である。自治  
 体の自治は、その地域の  
 自治である。自治体の  
 自治は、その地域の自治  
 である。自治体の自治は、  
 その地域の自治である。

従って租税の問題にしては、租税の徴収と之  
 の使用との順環としての自治体内で行はるこ  
 とを理想とするわけでありませう。然るときは  
 課税と自治体の活動との関係としての自治体  
 には、日曜税 まゝ わけ を ま す 。 即 ち 、 自 治  
 体の仕事とする場合には、その費用の調達のため  
 の租税の決定と徴収とは、地方の課税物件と対象  
として行はる 。 然 る に 、 租 税 は 、 地 方 の 課 税 物 件 と 対 象  
として徴収さる 。 ま た 、 こ の 理 想 を ま す 。  
然 る に 、 日 曜 税 ま た 、 は か ら い て 、 自 治 体 の 課 税 物 件 と 対 象

20 x 10 國政研究会

日曜税の徴収は、自治体の課税物件と対象として行はる。

20 x 10 國政研究会

の代事ト 討する 然過ト 討して 小 吉 伴 純 如 喚 起  
 さ 小 の わ げ だ あり ます 所 如 之 は 理 想 だ あり して  
 現 在 は 小 の 理 想 は 実 現 さ 小 の 小 の あり ます とい 云  
 っ て 之 を 決 して 等 閑 に 付 け ば 小 の 小 の あり ます とい 云  
 む ます 如 小 の 小 の 我 國 の 税 制 改 革 案 に 討 用  
 小 の 自 治 の 機 能 を 守 持 小 の 小 の 自 治 作 の 独 立 性 と  
 阻 害 さ 小 の 慮 小 の あり 小 の 小 の 考 へ 小 の  
 る と 思 小 の 小 の あり ます 小 の 小 の 考 へ 小 の  
 更 に 自 論 者 小 の 言 と 追 っ て 行 き ます 小 の 地  
 域 協 同 作 として 自 治 と 云 小 の 小 の 地 方 小 の

20 x 10  
國政研究会

然 過 小 の 討 して 小 吉 伴 純 如 喚 起  
 さ 小 の わ げ だ あり ます 所 如 之 は 理 想 だ あり して  
 現 在 は 小 の 理 想 は 実 現 さ 小 の 小 の あり ます とい 云  
 っ て 之 を 決 して 等 閑 に 付 け ば 小 の 小 の あり ます とい 云  
 む ます 如 小 の 小 の 我 國 の 税 制 改 革 案 に 討 用  
 小 の 自 治 の 機 能 を 守 持 小 の 小 の 自 治 作 の 独 立 性 と  
 阻 害 さ 小 の 慮 小 の あり 小 の 小 の 考 へ 小 の  
 る と 思 小 の 小 の あり ます 小 の 小 の 考 へ 小 の  
 更 に 自 論 者 小 の 言 と 追 っ て 行 き ます 小 の 地  
 域 協 同 作 として 自 治 と 云 小 の 小 の 地 方 小 の

密接の關係を肩す課税対象に報うなくは  
 自ら自い、そい、その課税対象を論者は土地  
 と營業としておますか、その中に於ては十  
 九世紀のほいめまは斯くの如き課税方法を  
 とつておたのめありませうか、その後益々自治  
 体は國税である所得税の付加税に報うやうに  
 あり、更に而び一八九三年七月十四日の法律によ  
 りまして地租とが家賃税とか營業税か自治体の  
 財源として復活して来たのでありませう。然しそ  
 小のまた最近は變りまして自治体の地租及營業

20 x 10  
國政研究會

意の同様に、その自治体の地租と營業税とを  
 財源として復活して来たのでありませう。然しそ  
 小のまた最近は變りまして自治体の地租及營業

業税は 20 口に於ては 国税のあり 地租及 営業税の  
 付加税の形で 徴収さるるやうに 爲つて おります。  
 之に 対しまして 論者は 税の 対象を 国家へ 販  
 り上けろと 云ふこととは 課税の <sup>決定</sup> 権を 自治  
 体から 奪ふこと には 爲らざると 云つて おります。即ち  
 課税の 標準は 国家によつて 定めらるゝ 自治体  
 は 何等 之に 対して 権限を 有さざること 云ふこと  
 には 爲らざること ありまふ。之に 対して また 斯  
 之の 考へらるるのを ありまふ。即ち 村会  
 とか 所令に 於て 予算が 審議せらるゝ 課税の 額が

20 x 10 國政研究会

小の 業の 徴収は 地方自治の 権限を 奪ふこと 爲らざること ありまふ。即ち 村会  
 とか 所令に 於て 予算が 審議せらるゝ 課税の 額が  
 業税は 20 口に於ては 国税のあり 地租及 営業税の  
 付加税の形で 徴収さるるやうに 爲つて おります。  
 之に 対しまして 論者は 税の 対象を 国家へ 販  
 り上けろと 云ふこととは 課税の <sup>決定</sup> 権を 自治  
 体から 奪ふこと には 爲らざると 云つて おります。即ち  
 課税の 標準は 国家によつて 定めらるゝ 自治体  
 は 何等 之に 対して 権限を 有さざること 云ふこと  
 には 爲らざること ありまふ。之に 対して また 斯  
 之の 考へらるるのを ありまふ。即ち 村会  
 とか 所令に 於て 予算が 審議せらるゝ 課税の 額が

20 x 10 國政研究会

ふことは自治の結合を強化する上に必要  
 も自治の財政の増進をはつきりせよと云  
 環の自治の財政の増進をはつきりせよと云  
 また自治の増進と支出とがその自治の  
 ます。  
 一層はつきりさせしめんと論者は求  
 決定すると言ふことは、その責任を  
 然し交付金の制度より自治の身加税  
 易いと云ふことも考へらるゝのであり  
 決定すると言ふこと協同体と云ふこと  
 互に仲が悪く自  
 破壊する

互に仲が悪く自

自治の財政の増進をはつきりせよと云  
 環の自治の財政の増進をはつきりせよと云  
 また自治の増進と支出とがその自治の  
 ます。  
 一層はつきりさせしめんと論者は求  
 決定すると言ふことは、その責任を  
 然し交付金の制度より自治の身加税  
 易いと云ふことも考へらるゝのであり  
 決定すると言ふこと協同体と云ふこと  
 互に仲が悪く自  
 破壊する

20 x 10

國政研究会

20 x 10

國政研究会

ことになり、ます。この意味に於ては、寧ろ税の  
 課税権を自治体に譲渡して、之に對して國家  
 か之を指導監督するにとつて、方か自治体の生活  
 にとつて、より有効なものと論者は、はくごまき、  
 地方自治の協同作用と公衆の編入  
 之は、公衆権を得る際、に定評するものかといふ、  
 向新のより、寧ろ、布告して、次の

20 x 10  
國政研究會

ことになり、ます。この意味に於ては、寧ろ税の  
 課税権を自治体に譲渡して、之に對して國家  
 か之を指導監督するにとつて、方か自治体の生活  
 にとつて、より有効なものと論者は、はくごまき、  
 地方自治の協同作用と公衆の編入  
 之は、公衆権を得る際、に定評するものかといふ、  
 向新のより、寧ろ、布告して、次の

20 x 10  
國政研究會

(3) 自治体の自治に  
 つきましては、  
 法律上の自治と  
 行政上の自治の  
 概念とありま  
 す。殊に前者の  
 法律上の自治の  
 概念に反対の  
 態度をとつて  
 まは、その議論  
 を、自治の制度  
 を、  
 協同体の紐帯を  
 強化する手段と  
 ありと云ふ  
 やうにみて  
 います。

20 x 10  
 國政研究會

自治の制度を、  
 協同体の紐帯を  
 強化する手段と  
 ありと云ふ  
 やうにみて  
 います。

20 x 10  
 國政研究會



即ち、この頃の足跡に於ては、  
 自治体の地域に、公的結合を  
 促して、地域協同体に公民を結  
 び付けると云ふこと、  
 ことは、むしろ實際の行動に  
 まで表はすこと、  
 いかゞ効果がある、即ち、  
 軍に公民が自治体  
 と結び付けられて、  
 情態の結合が、  
 付いて、  
 公民がその地方と結  
 び付けられて、  
 協同体のため  
 の行動となつて、  
 表はすこと、  
 ときには、  
 地域協同体と云ふ  
 字は、  
 完成さす

20 x 10  
 國政研究會

自治体の地域に、公的結合を  
 促して、地域協同体に公民を結  
 び付けると云ふこと、  
 ことは、むしろ實際の行動に  
 まで表はすこと、  
 いかゞ効果がある、即ち、  
 軍に公民が自治体  
 と結び付けられて、  
 情態の結合が、  
 付いて、  
 公民がその地方と結  
 び付けられて、  
 協同体のため  
 の行動となつて、  
 表はすこと、  
 ときには、  
 地域協同体と云ふ  
 字は、  
 完成さす

20 x 10  
 國政研究會

3の1のあり。之は自治の意義である。之をいふ。この  
 2の1のあり。即ち協同作の<sup>協同化</sup>ためは実際に働くこと  
 3の1のあり。自治の意義である。之をいふ。この  
 4の1のあり。之をいふ。この  
 5の1のあり。之をいふ。この  
 6の1のあり。之をいふ。この  
 7の1のあり。之をいふ。この  
 8の1のあり。之をいふ。この  
 9の1のあり。之をいふ。この  
 10の1のあり。之をいふ。この  
 11の1のあり。之をいふ。この  
 12の1のあり。之をいふ。この  
 13の1のあり。之をいふ。この  
 14の1のあり。之をいふ。この  
 15の1のあり。之をいふ。この  
 16の1のあり。之をいふ。この  
 17の1のあり。之をいふ。この  
 18の1のあり。之をいふ。この  
 19の1のあり。之をいふ。この  
 20の1のあり。之をいふ。この

20 x 10 國政研究會

1の1のあり。之をいふ。この  
 2の1のあり。之をいふ。この  
 3の1のあり。之をいふ。この  
 4の1のあり。之をいふ。この  
 5の1のあり。之をいふ。この  
 6の1のあり。之をいふ。この  
 7の1のあり。之をいふ。この  
 8の1のあり。之をいふ。この  
 9の1のあり。之をいふ。この  
 10の1のあり。之をいふ。この  
 11の1のあり。之をいふ。この  
 12の1のあり。之をいふ。この  
 13の1のあり。之をいふ。この  
 14の1のあり。之をいふ。この  
 15の1のあり。之をいふ。この  
 16の1のあり。之をいふ。この  
 17の1のあり。之をいふ。この  
 18の1のあり。之をいふ。この  
 19の1のあり。之をいふ。この  
 20の1のあり。之をいふ。この



之と<sup>大</sup>同いやうの缺を臘山博士もハマ<sup>リ</sup>ありま<sup>す</sup>か  
 同博士は「地方團作は一定の地方的社会を基礎  
 とし、法律團作であつて、所謂「隣保團結」の  
 博の文字の新す如く、その実作は地方社会そ  
 のものに存する。地方制度のものは国家が  
 この地方の作の存する一定の社会性を權利用  
 して、国家統治の目的に於てと、又して、その  
 であつたに、云々とおつておますか。自治の實作と  
 地方社会そのものに、<sup>（とくに地方自治）</sup>自治の實作と  
 ます。従つて同博士は地方制度改革はその實作と

20 x 10  
國政研究會

之と<sup>大</sup>同いやうの缺を臘山博士もハマ<sup>リ</sup>ありま<sup>す</sup>か  
 同博士は「地方團作は一定の地方的社会を基礎  
 とし、法律團作であつて、所謂「隣保團結」の  
 博の文字の新す如く、その実作は地方社会そ  
 のものに存する。地方制度のものは国家が  
 この地方の作の存する一定の社会性を權利用  
 して、国家統治の目的に於てと、又して、その  
 であつたに、云々とおつておますか。自治の實作と  
 地方社会そのものに、<sup>（とくに地方自治）</sup>自治の實作と  
 ます。従つて同博士は地方制度改革はその實作と

地方社会のよしのよき上は、  
 上に上げれば、  
 とに用論者に  
 際、情勢を  
 国家から  
 のは、  
 地方社会のよしのよき上は、  
 上に上げれば、  
 とに用論者に  
 際、情勢を  
 国家から  
 のは、

地方社会のよしのよき上は、  
 上に上げれば、  
 とに用論者に  
 際、情勢を  
 国家から  
 のは、  
 地方社会のよしのよき上は、  
 上に上げれば、  
 とに用論者に  
 際、情勢を  
 国家から  
 のは、

20 x 10 國政研究會

急に從つて、自治体の独立性と云ふこと、如く充分に認め、  
述べて、この節の結論としておまへる。

討に自治権を得ることか協同体の権利の  
 いかゞでありまして、要するに實際の情勢、  
 即ち、地域協同体として存在する自治体の  
 構と国民協同体内に於ける地域協同体の地位  
 と云ふやうな山の如く、そのまゝ反映したかの  
 自治制度でありませう。  
 論者は斯く云ふやうな建前から法律的な自  
 治の概念及び行政的な自治の概念を排斥し  
 しておきます。その理由を、ここで述べることは  
 累しきやうか、  
 独立自治体候令も論者の云ふ如き自治の概

自治体の独立性と云ふこと、如く充分に認め、  
 述べて、この節の結論としておまへる。  
 討に自治権を得ることか協同体の権利の  
 いかゞでありまして、要するに實際の情勢、  
 即ち、地域協同体として存在する自治体の  
 構と国民協同体内に於ける地域協同体の地位  
 と云ふやうな山の如く、そのまゝ反映したかの  
 自治制度でありませう。  
 論者は斯く云ふやうな建前から法律的な自  
 治の概念及び行政的な自治の概念を排斥し  
 しておきます。その理由を、ここで述べることは  
 累しきやうか、  
 独立自治体候令も論者の云ふ如き自治の概

此の節は上の題名からみまうと本論への結  
 論をまよかのやうにありまよか、その節は  
 上の節ありまよか。この論文の結論は先程から度  
 々申上げたやうに、国民社論も異国家に於ける  
 自治体の使命は国民協同体の紐帯を成代する  
 ことにあると云ふことに盡きまよか、この節  
 の持に自治体が行ふべき代事の範圍を述べ  
 るべきでありまよか。この論者はもとて原則  
 を述べたおぼえありまよか。自治と云ふことの

20 x 10

國政研究會

此の節は上の題名からみまうと本論への結  
 論をまよかのやうにありまよか、その節は  
 上の節ありまよか。この論文の結論は先程から度  
 々申上げたやうに、国民社論も異国家に於ける  
 自治体の使命は国民協同体の紐帯を成代する  
 ことにあると云ふことに盡きまよか、この節  
 の持に自治体が行ふべき代事の範圍を述べ  
 るべきでありまよか。この論者はもとて原則  
 を述べたおぼえありまよか。自治と云ふことの

協同体 結成 する こと を 目的 として おる ふう に  
 2. 目的 的 は 自治 体 毎 々 付 随 的  
 3. どの うち の も やう な 代 事 が なく て 重要 日  
 代 事 を 兼 ね る と する と 云 ふ こと に よ っ て 達  
 せ ら れ ます と 云 ふ の が あり ます 。 従 っ て 之 は 重  
 要 事 柄 と 考 え ら れ ます と 云 っ て どの 代 事 を 国 家 の や  
 る と 云 ふ やう な やり 方 は この 目的 と 達 せ る 所  
 に は ない り け り ます 。

独 逸 の 自 治 体 條 令 も この 方針 を と っ て お け  
 り け り あり ます 。

自 治 体 の 創 設 と 云 ふ の 点

あり 決  
 ( 記 録 )

この 目的 的 は 自治 体 毎 々 付 随 的  
 3. どの うち の も やう な 代 事 が なく て 重要 日  
 代 事 を 兼 ね る と する と 云 ふ こと に よ っ て 達  
 せ ら れ ます と 云 ふ の が あり ます 。 従 っ て 之 は 重  
 要 事 柄 と 考 え ら れ ます と 云 っ て どの 代 事 を 国 家 の や  
 る と 云 ふ やう な やり 方 は この 目的 と 達 せ る 所  
 に は ない り け り ます 。

独 逸 の 自 治 体 條 令 も この 方針 を と っ て お け  
 り け り あり ます 。

自 治 体 の 創 設 と 云 ふ の 点

20 x 10

國 政 研 究 會



重くしてある真があるの<sup>あり</sup>ありませぬ。殊にこ  
 の自治体保存令に於きましては、<sup>上級の</sup>行政官廳の  
 畫とか意向を總へて最下級の国民と直接関係  
 ある自治体の役所に統一しようとしてゐます。  
 といふだけ自治体の役所は重い責任を負ふわけ  
 ではありませんが、その反面に於きまして、自治  
 体に移す委任事項は、<sup>行政</sup>と<sup>自治</sup>の  
 別とか自治体は何れも之を法律によらなくては  
 成り得ないこと、更にその法律の實施  
 に関し、命令は總へて内務大臣の承諾を得る

20 x 10 國政研究會

自治体の保存令に於ては、行政官廳の  
 畫とか意向を總へて最下級の国民と直接関係  
 ある自治体の役所に統一しようとしてゐます。  
 といふだけ自治体の役所は重い責任を負ふわけ  
 ではありませんが、その反面に於きまして、自治  
 体に移す委任事項は、行政と自治の別とか自治  
 体は何れも之を法律によらなくては成り得ない  
 こと、更にその法律の實施に関し、命令は總へて  
 内務大臣の承諾を得る

くとはは自ら自らのことか規定されておる。この  
 其のものは我国でも市町村役場は委任事務の山  
 積に著しくおる。と云ふ非難がある位である。まづから  
 参考にならう。つき其のものは自らの思ふままに  
 しようとはしなす。必要に依りては、  
 か度し甲斐のある代事をしつけば、  
 中には、（全作の目的の國民の）協同作と結成して行くべき  
（これにて國民と云ふ全作のため）  
 使命を果すことか出来ぬといふと云ふのか。その節の注  
 論のありませう。

20 x 10 國政研究會

（全作の目的の國民の）  
 協同作と結成して行くべき  
 （これにて國民と云ふ全作のため）  
 使命を果すことか出来ぬといふと云ふのか。その節の注  
 論のありませう。





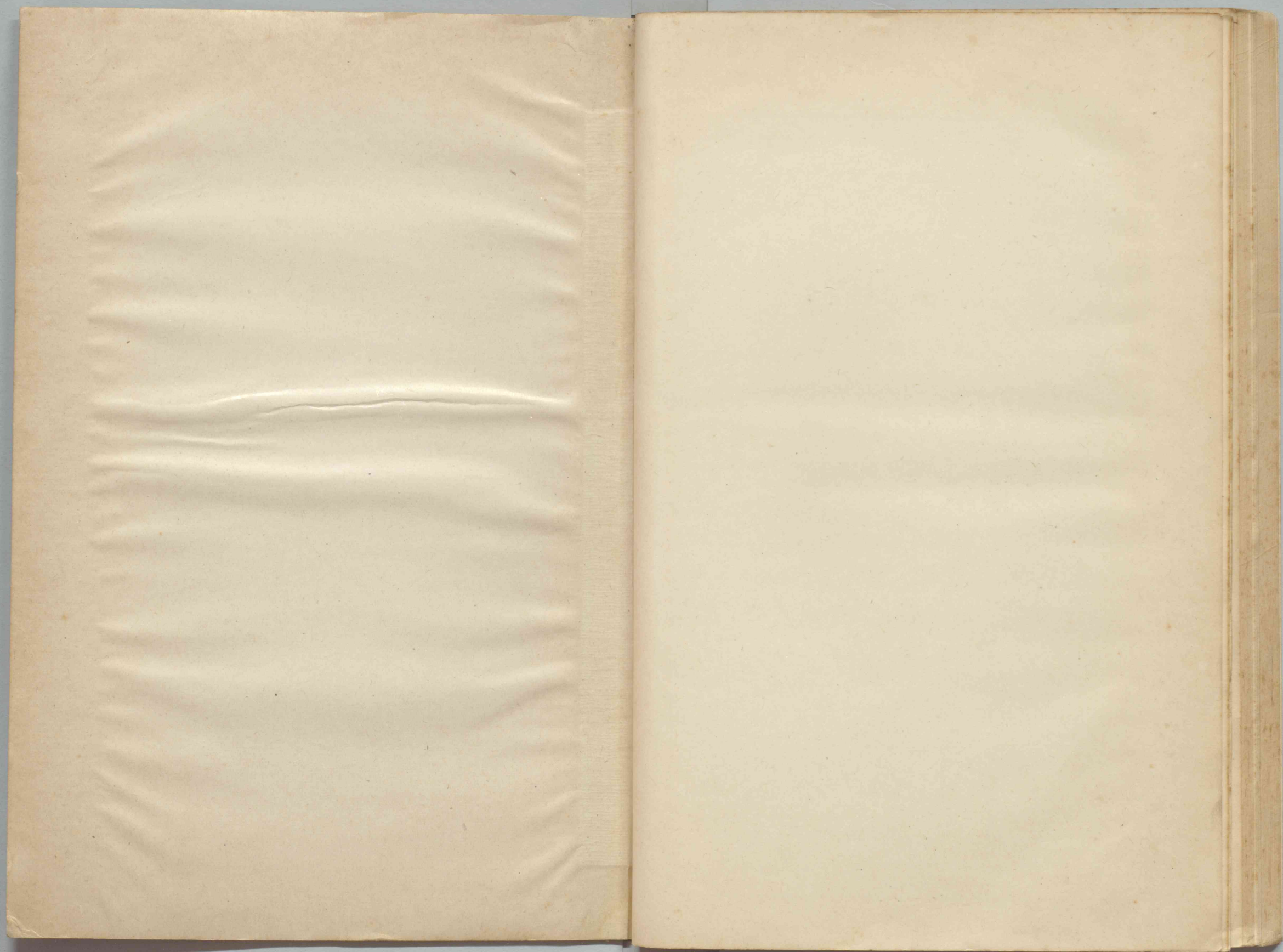




Handwritten notes at the top of the right page, including the number "100" and some illegible characters.

No.


Vertical text on the right edge of the grid, possibly indicating units or measurements.





群馬県立図書館



0707144-2